

議案第 2 号

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月13日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

リサイクル活動を推進し、資源循環型社会の形成に寄与するため、伊賀南部ストックヤードを設置しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第1号）の
一部を次のように改正する。

第11条の表伊賀南部中継所の項の次に次のように加える。

伊賀南部ストックヤード	名張市青蓮寺2723番地
-------------	--------------

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。